

公民交流フィールド設置要綱

(設置目的)

第 1条 民間と行政が対話を通じて、それぞれが持つアイデアやノウハウ、資源、ネットワークなどを最適な形で組み合わせることにより、行政や個々の民間のみでは成し得なかった社会課題解決に結びつけるため、本市との連携を希望する民間を会員として形成する「公民交流フィールド（以下「フィールド」という。）」を設置する。

(活動内容)

第 2条 フィールドは、前条の目的を達成するため、公民連携の推進に関する次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 本市の公民連携の情報発信に関すること。
- (2) 公民における公民連携推進に向けた機運の醸成に関すること。
- (3) 公民における互いの理解の促進に関すること。
- (4) フィールド会員同士における情報・意見交換の場づくりに関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、フィールドの目的の達成に必要な活動に関すること。

(運営及び管理)

第 3条 フィールドの運営及び管理の事務は、総務局総合調整部総合調整課（以下「事務局」という。）が行うものとする。

(会員の対象)

第 4条 フィールドの会員の対象は、本市と連携を希望し、公民連携に意欲のある民間企業、大学、NPOその他各種法人・団体（以下「民間企業等」という。）とする。

(入会金及び年会費)

第 5条 フィールドの入会金及び年会費は無料とする。

(会員の登録基準)

第 6条 会員の登録基準は次のとおりとする。

- (1) 公民連携の推進に向けた取組及び活動内容について市に示していること。
- (2) 第 4条に掲げる民間企業等のうち、次のいずれにも該当すること。
 - ア 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第 167条の 4第 1項の規定に該当しない者であること。
 - ウ 施行令第 167条の 4第 2項各号に該当する事実があった後 3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）でないこと。

- エ 会社更生法（平成14年法律第 154号）及び民事再生法（平成11年法律第 225号）等による手続き中である団体でないこと。
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第2条第 6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として若しくは実質的に経営に参与している団体、役員等が暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行っている団体、その他名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第 103号）に基づく排除措置を受けている団体でないこと。
 - カ 団体又は代表者が国税（法人税、所得税及び消費税（地方消費税を含む。））その他納付すべき税を滞納又は未申告である団体でないこと。
 - キ 施行令第 167条の 4第 2項の規定により、本市から一般競争入札の参加者資格を取り消されている団体でないこと。
 - ク 名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）第 3条に基づく指名停止を受けている団体でないこと。
 - ケ その他法令に違反していないこと。
- (3) 本条第 1号に示す取組及び活動内容が、次のいずれにも該当すること。
- ア 直接的な営業又は広告宣伝を目的とするものでないこと。
 - イ 利益誘導のおそれのあるものでないこと。
 - ウ 法令等で製造及び提供等が禁止されている又は法令等に基づく許可等を受けていない役務及び商品を提供するものでないこと。
 - エ 法律に定めのない医療類似行為に係るものでないこと。
 - オ 特定の政党・宗教を支持し、又はこれに反対するための政治的・宗教的教育を目的とするものでないこと。
 - カ ギャンブルに係るものでないこと（公共的団体が実施するものを除く。）。
 - キ 人権侵害の事象があったもの又はこれに類するものでないこと。
 - ク 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ若しくは、不安を与えるもの又はそのおそれのあるものでないこと。
 - ケ その他内容が第 1条に掲げるフィールド設置目的に反するものでないこと。

（会員の登録方法）

第 7条 登録申請は、名古屋市公民連携ポータルサイトの会員登録フォーム（以下「フォーム」という。）を通じて行うこと。

（会員の登録）

第 8条 事務局は、前条に規定するフォームを通じて入手した内容を確認し、第 6条の登録基準に適合すると認められるときは、フィールドの会員として登録する。

（会員の有効期間）

第 9条 会員の有効期間は、登録の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに、会員からの解約の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 事務局又は会員は、前項の有効期間にかかわらず、解約予定日の1ヶ月前までに相手方へ通知することにより、解約できるものとする。その際、相手方に対して、解約に関して何らの損害の賠償を求めることはできない。

(登録情報の変更)

第10条 会員は、登録情報(申請時の情報)に変更が生じた場合には、速やかに事務局に報告しなければならない。

(登録の取消し)

第11条 事務局は、会員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第6条に掲げる各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により登録したことが判明したとき。
- (3) 法令に違反する重大な事案が発生したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会員として適当でないと認めるとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、フィールドの運営に関して必要な事項は事務局が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月30日から施行する。

附 則(一部改正)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。